

射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 7 号

射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
の一部を改正する条例

射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 6 年射水市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「、第 3 項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 4 項とする。

第 9 条第 1 項中「、第 7 条」を「及び第 7 条」に改め、「及び第 2 8 条」を削り、同条第 2 項中「及び第 2 5 条第 2 項」を「、第 2 5 条第 2 項及び第 2 8 条第 2 項第 1 号」に、「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 9 5」に、給与条例第 2 8 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 5」とあるのは「1 0 0 分の 8 7 . 5」に改める。

第 1 1 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「、第 1 2 条及び第 1 5 条」を「及び第 1 2 条」に、「特定任期付企業職員」を「第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された企業職員（次項において「特定任期付企業職員」という。）」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。